

サルビア号を借りて さあ！みんなで陶芸教室に出発だー！！

高齢者や障がいのある人に、外出支援等の活動をしている「希望の会」のみなさまです。「サルビア号を借りられるから、楽に出かけることができ嬉しです！」と笑顔で答えてくださいました。

楽しんできてね～



みなさまは、サルビア号をご存知ですか？サルビア号は車いす移送車の愛称で、車いすのまま乗車できる優れものなんです。「家族で旅行に行きたいけど、車いすのまま車に乗れないから…」、「家の車では車いすからの乗り降りが大変で…」、そんな人は、ぜひサルビア号をご利用ください。

安城市社協には、貸出用として9台をご用意しています。通院の利用だけではなく、買い物や家族とのお出かけ、旅行にも使用することができます。サルビア号を上手に使用して、外出の機会を増やしてみたいかがでしょうか？詳しくは、6ページをご覧ください。

主な内容

- 特集** これならわかる！ふくし
- ◆ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との違い…………… 2～5
 - ◆ お知らせ…………… 6～8
- サルビア号をご利用ください。安城市社会福祉協議会が窓口となる貸付制度のご案内、福祉センターまつり、子ども生活相談、赤い羽根共同募金配分事業歳末激励品贈呈、介護者のついで、安城市福祉まつりボランティア募集、被災地ボランティア活動給付金、災害義援金について、身体障がい者社会参加支援事業、安城市社協へご寄付をいただきました、ボランティア団体のためのフェイスブック講座、福祉教育サポーター体験会

'18 8/15 第113号
編集と発行 / 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
〒446-0046 安城市赤松町大北 78 番地 4 (社会福祉会館内)
TEL 0566 (77) 2941 ・ FAX 0566 (73) 0437
E-mail syakyo@city.anjo.aichi.jp
https://www.anjo-syakyo.or.jp/

- 身体障がい者社会参加支援事業**
- パソコン講座**
- ☑ デジカメで撮った画像を編集・加工して、自分だけの楽しい写真を作成しましょう。(Windows 10を使用)
 - ☑ 11月17日、12月1日、12月8日の各土曜日(全3回) 午後1時30分～3時30分
 - ☑ 社会福祉会館 2階 講座室
- 陶芸講座**
- ☑ 暑しさを彩る、うつわを作ります。
 - ☑ 10月11日～2月21日までの概ね第1・2・3木曜日(全15回) 午前9時30分～正午
 - ☑ 総合福祉センター 1階 創作軽作業室
 - ☑ ¥1,500円程度(材料費)
- ポッチャ講座**
- ☑ 東京パラリンピックの競技として注目される、究極のバリアフリースポーツです。的になる白球に向けてボールを転がし対戦します。
 - ☑ 10月13日～2月9日までの第1土曜日(全5回) 午前10時～11時30分

★各講座ともに★

- ☑ 市内在住の16歳以上の身体、知的および精神障がいのある人
- ☑ 各15名、ポッチャは20名(定員を超えた場合抽選)
- ☑ 8月16日(休)～8月31日(金) 午前9時～午後5時(月曜を除く)
- ☑ ※電話での申し込みは不可。直接窓口へお越しください。
- ☑ 総合福祉センター ☎ (77) 78888

安城市社協へご寄付をいただきました

みなさまの心あたたまる善意に礼申し上げます。

■善意銀行

4月分(受付順/敬称略)

ほほえみダンス▽碧海信用金庫東刈谷支店▽安城市ボランティア連絡協議会▽山本えつお▽北部福祉センター▽利用者▽横山眞司▽中村富士▽マけいか▽アプラン▽安城市赤十字奉仕団▽桜井福祉センター▽利用者▽安城市消費生活学校▽ふれあいダンス▽鹿乗町内会▽匿名

5月分(受付順/敬称略)

さわやかダンス▽ほほえみダンス▽東部公民館利用者▽沓名位泰▽桜井公民館利用者▽碧海信用金庫事務センター▽太田勉▽中村富士▽中部福祉センター▽利用者▽野村君江▽安祥福祉センター▽利用者▽手をつなぐ親の会喫茶「ふう」▽ふれあいダンス▽匿名

6月分(受付順/敬称略)

松本義郎▽岩瀬正▽コパン▽岩本直勝▽(株)安城自動車学校▽横山眞司▽吉川隆雄▽日本モウルド工業(株)▽安城市社会福祉協議会職員一同▽ふれあいダンス▽(株)ニッセイ▽中村富士▽西部福祉センター▽利用者▽匿名

■福祉基金

6月分(受付順/敬称略)

ひょうたん会▽愛知県大衆音楽協会

ボランティア団体のためのフェイスブック講座

- ☑ 9月8日(土)、9月29日(土) 午前10時～午後4時
- ☑ 10団体(1団体2～3名の参加でも可) ※定員になり次第締切り
- ☑ スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれかを持参すること
- ☑ 8月18日(土)から電話または窓口にて受付
- ☑ 安城市ボランティアセンター ☎ (77) 2945

福祉教育サポーター体験会

子どもたちの体に装具をつけ、高齢者の身体の特徴を教えるボランティアの体験会です。

主婦や定年退職後の人が活躍しています。未来を担う子どもたちの学習に関わることが出来る活動を体験しませんか？

- ☑ ①9月6日(休)②9月13日(土) 午後1時30分～3時30分
- ☑ ※①②いずれかの日程を選択
- ☑ 社会福祉会館 会議室
- ☑ 平日に活動できる人
- ☑ 8月18日(土)～9月1日(土) 電話または窓口にて受付
- ☑ 安城市ボランティアセンター ☎ (77) 2945

④必要書類や費用は？

◆申立てに必要な書類

申立書、戸籍謄本、住民票、医師の診断書など

◆申立てに必要な費用

- ・印紙代等で1万円程度
- ・鑑定費用（5万円から10万円程度必要です。）

※鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるのかを医学的に判定することをいい、ケースによって必要となる場合があります。

◆後見開始後の費用

本人の支払い能力に応じて、妥当な報酬額（後見人等への費用）を家庭裁判所が決定します。



たとえば①

◆こんな時に…

認知症のある85才のAさんは、ひとり暮らし。近くに身内はいません。なんとかひとりで暮らしていましたが、認知症が進んだため、自宅で暮らすことが難しくなってきました。施設の入所を考えましたが、Aさんひとりでは入所の手続きができません。

◆このように支援！

安城市社協がAさん成年後見人に選任され、施設入所の手続きを行いました。また、施設に入ってから金銭管理についても行うことになりました。

たとえば②

◆こんな時に…

親が高齢になってしまい、知的障がいのある子どもの身の回りの世話ができなくなりました。

◆このように支援！

成年後見人として弁護士が選任されました。本人や家族より施設入所の希望があり、入所の手続きを行いました。通所施設も引き続き利用できるよう調整をしました。



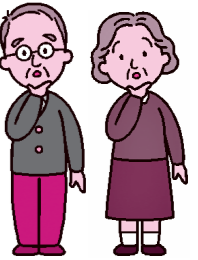
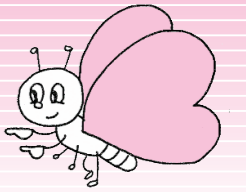
その他、悪徳商法に騙されて高価な物を買ってしまった場合でも、後見人がついていれば契約を無効にして代金を取り戻すことができます。

次のページで日常生活自立支援事業をみてみましょう！

これならわかる！ふくし

〈成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い〉

『成年後見制度』は、裁判所の審判により財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助することを目的としています。『日常生活自立支援事業』は、社協との契約により福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等に限定されていることが特徴です。



～成年後見制度って何？～

①成年後見制度ってどんなことをしてくれるの？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した人のお金の管理や、日常生活でのさまざまな契約などを支援することを目的とした制度です。

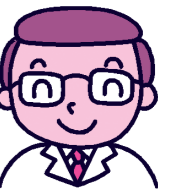
支援の内容は、次のとおりです。

大切なものを守ります (財産管理)

本人の預貯金や不動産の管理、保存、処分、権利証や通帳の保管など、財産に関わる行為

生活をサポートします (身上監護)

介護・福祉サービスの利用手続きや費用の支払い、医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの契約行為



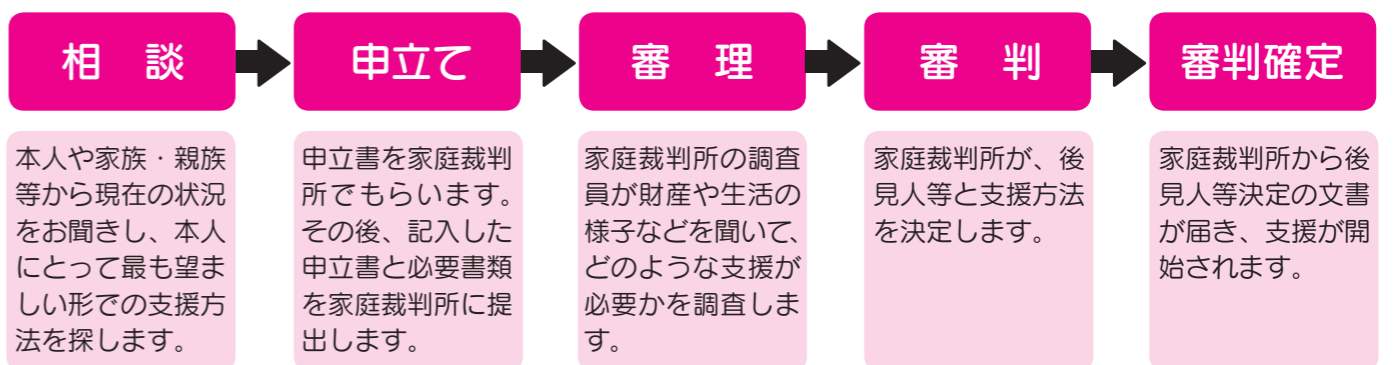
専門家

②誰が支援してくれるの？

支援してくれる人のことを「後見人等」といいます。後見人等は本人の実情に応じて、家庭裁判所が選任します。親族以外にも、弁護士や司法書士などの専門家や法人（社会福祉協議会など）が後見人等になれる。

後見人等は、利用する人の判断能力の程度に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」の3つの種類に分けられます。

③利用の流れは？



2か月～4か月間程度かかります

〈成年後見制度と日常生活自立支援事業との違い〉

まとめ

『成年後見制度』は、判断能力が低下した人の財産管理や必要となる契約行為などに際して本人の代理や援助を行い、本人の権利や利益を擁護する役割を担っています。

一方『日常生活自立支援事業』は、判断能力等に不安が生じてても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるように、本人の意思を尊重し、利用者本位のサービス利用を援助する仕組みです。

制 度	成年後見制度	日常生活自立支援事業
概 要	財産の管理、契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポートを行う（法律行為全般）	日常的な生活援助の範囲内での支援や福祉サービスを利用する際の援助などを行う
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 施設への入退所契約、入院契約の代理 不動産の売却や遺産分割の代理 消費者被害の取り消し 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス利用の手伝い 日常的なお金の出し入れの手伝い 大切な書類等の預かり
法的根拠（所管）	民法（法務省） ※本人の権利を法的に守る	社会福祉法（厚生労働省） ※地域において自立した生活を送る
対象者	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人	
	判断能力等が低下した人、診断書の提出が必須	判断能力が不十分な人
相談先	弁護士・司法書士・社会福祉協議会等	社会福祉協議会
申込み	本人・親族等が家庭裁判所へ申立て	本人が社会福祉協議会へ申込み
費用（報酬）	家庭裁判所が決定 （本人の収入や財産に応じた負担額）	有料（基準あり） ※相談は無料

●ご家族の状況によりどちらの制度が望ましいかは異なります。
制度の詳細等については下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ 総務係 77-2941

～日常生活自立支援事業って何？～

①日常生活自立支援事業って？どんな人が利用できるの？

日常生活において、自分ひとりで判断することに不安を抱えている認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などが、地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する事業です。判断能力に不安がある人でも福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的な金銭管理をあわせて行います。

②具体的に何をやってもらえるの？

- 福祉サービスの利用援助（福祉サービスを利用するお手伝い）
福祉サービスの利用手続きや福祉サービス利用料の支払い手続きの支援
- 日常的な金銭管理サービス（生活のためのお金の出し入れ）
預金の払い戻しや、公共料金などの支払いの支援
- 書類等の預かりサービス（重要な書類の預かり）
預金通帳や印鑑、年金証書など重要物の保管



たとえば

◆こんな時に…

ひとり暮らしの高齢者のAさん。ホームヘルプサービスやデイサービスを利用しながらひとり暮らしをしていましたが、度々、通帳や印鑑を紛失したり、家賃や公共料金の支払いを忘れるようになってきました。

◆このように支援！

安城市社協が本人と契約をし、サービス利用料金の支払い手続き代行や、通帳・印鑑の預りを行いました。また、月に1回、自宅を訪問し、生活費のお届けと相談援助を実施しています。

③利用料はいくら？

- 福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス → 1回 1,200円（生活保護受給者は無料）
- 書類等の預かりサービス → 年間 3,000円（月額 250円）

その他

- 当事業の契約にあたり、愛知県社協で開催される契約締結審査会を経る必要があります。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- 判断能力が低下していて本人意思の確認ができない等の場合、成年後見制度の対象となります。

サルビア号(車いす移送車)をご利用ください

サルビア号(車いす移送車)を市内在住の車いす使用者及び車いす使用者を移送する人、市内の福祉団体や福祉施設に貸出ししています。

電動リフト付タイプと、車いすの昇降を補助してくれる電動ウィンチ付タイプ(※軽自動車)の2種類があります。

利用日数▼原則として同一月内で、合計4日間まで(閉館日を除く)

利用方法▼各福祉センターに電話または窓口にて空き状況を確認後、予約してください。当日までご申請書を提出。申請時に運転者の免許証を確認させていただきます。

予約は、「利用日の属する月の3か月前の初日」からできます。



車名	乗車人員 ()内は車いす乗車台数	利用者負担	問い合わせ先
レジアスエース	10人乗り(2台)	燃料費 (満タンにして返却)	総合福祉センター ☎77-7888
セレナ	6人乗り(1台)		北部福祉センター ☎97-5000
タント (※軽自動車)	3人乗り(1台)	走行距離10kmまで100円 以降10kmごとに100円加算 ※燃料費としてご負担いただきます	西部福祉センター ☎72-6616
			作野福祉センター ☎72-7570
			桜井福祉センター ☎99-7365
			中部福祉センター ☎76-0090
			安祥福祉センター ☎73-5757
			明祥福祉センター ☎92-3641

赤い羽根共同募金配分事業歳末激励品贈呈

【内】 歳末激励品(サルビア商品券7千円相当)を贈呈します。

対象となる人は、お申し込みください。年末に民生委員・児童委員がお届けします。

【対】 次のいずれかに該当する人

- ① 児童扶養手当受給者
- ② 特別児童扶養手当受給者

※平成30年11月1日現在の受給決定者であること。

中学3年生までの子どもを養育する人に支給される「児童手当」とは異なります。

【申】 申請書を10月31日(水)の午後5時までに社会福祉会館窓口にて持参するか、郵送してください。

※郵送の場合も10月31日(水)必着。余裕を持って投函してください。

※申請書は社会福祉会館及び市内福祉センター窓口で配布のほか、社協ウェブサイトからもダウンロードできます。

☎446-0046

安城市赤松町大北78番地4
安城市社協協議会

事業係 ☎(77)2941

介護者のつどい

	日時	場所	問い合わせ
介護者のつどい	9月1日(土) 午後1時30分~4時 ※介護者おしゃべりサロンと合同開催	西部福祉センター 集会室	西部福祉センター ☎72-6616
	9月7日(金) 午後1時30分~3時	安祥福祉センター 会議室	安祥福祉センター ☎73-5757
	9月13日(木) 午後1時30分~3時30分	中部福祉センター 教養娯楽室	中部福祉センター ☎76-0090
	9月14日(金) 午後1時30分~3時30分	作野福祉センター デイルーム	作野福祉センター ☎72-7570
	9月20日(木) 午後1時30分~3時	明祥プラザ 多目的室	明祥プラザ ☎92-3641
	9月22日(土) 午前10時~11時30分	桜井福祉センター 多目的室1	桜井福祉センター ☎99-7365
	9月28日(金) 午後1時30分~3時	介護老人保健施設さとまち	北部福祉センター ☎97-5000

安城市社会福祉協議会が窓口となる貸付制度のご案内

生活等にお困りの人へ、資金の貸付を行っています。

【内】 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、善意銀行貸付資金、一時的な生活困窮を対象とした緊急援助
※限度額、償還期間、利子は資金の種類によって異なります。

【対】 低所得世帯、障がい者世帯、介護を要する高齢者のいる世帯

【由】 予約制

【他】 貸付には、担当者による面接、世帯全員の収支状況の分かる書類の確認や、地域の民生委員による確認などの審査を行います。

【問】 事業係 ☎(77)2941



安城市福祉まつりボランティア募集

【内】 安城市福祉まつりの体験コーナーやバザーコーナーの運営をお手伝いしていただけるボランティアを募集します。ボランティア未経験の人も大歓迎です。

福祉まつりでのボランティア活動を通じて、さまざまな人との出会いや福祉体験を楽しんでみませんか？

【対】 小学5年生以上

【日】 10月7日(日)午前8時30分~午後5時

【由】 9月1日(土)午後5時までに電話または窓口にて受付

【説明会】 9月15日(日)

① 午前10時~11時
② 午後1時30分~2時30分

※当日の役割説明などをしますので、説明会①か②のいずれかに必ず出席してください。

【場】 社会福祉会館 講座室

【申】 安城市ボランティアセンター

☎(77)2945

福祉センターまつり

事業名	日時	問い合わせ先
北部福祉センターまつり ~楽しみ・ふれあい・地域の輪~	9月2日(日) 午前9時30分~午後3時30分	北部福祉センター ☎97-5000
中部福祉センターまつり	9月7日(金)・8日(土) 午前9時~午後5時 9月9日(日) 午前9時~午後3時	中部福祉センター ☎76-0090
作野福祉センターまつり	9月17日(月・祝) 午前9時~午後4時	作野福祉センター ☎72-7570

子ども生活相談

【内】 子どもの生活、行動、しつけ、発達障がいなど、子育ての悩みに専門の先生が相談に応じます。

【日】 毎月第2・第4土曜日

午後1時30分~午後3時からのそれぞれ1時間程度 ※祝祭日は休み

【場】 総合福祉センター

【由】 完全予約制(前々日までにご予約)

【他】 相談は無料

【問】 地域福祉係 ☎(77)70009

被災地ボランティア活動給付金、災害義援金について

【被災地ボランティア活動給付金】 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に甚大な被害が出ています。安城市・安城市社協では、被災地でのボランティア活動に関する宿泊費と交通費の一部を給付しています。

【他】 対象や給付金等、詳しい内容については、安城市ウェブサイト「平成30年7月豪雨における安城市の対応について」内の「被災地ボランティア活動支援事業」をご覧ください。

【問】 安城市ボランティアセンター

☎(77)2945

災害義援金

市役所、社会福祉会館および各福祉センター窓口に災害義援金の募金箱を設置しています。みなさまからの温かい支援をお願いします。

【問】 企画財務係 ☎(77)2941

